

神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の立入検査等に関する実施要領

平成 25 年 8 月 14 日 都市計画総局長

保健福祉局長 決定

(目的)

第 1 条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 24 条、神戸市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する要綱（平成 24 年 2 月 20 日都市計画総局長・保健福祉局長決定。以下「要綱」という。）第 14 条、及び平成 24 年 4 月 10 日付け国住心第 19 号国土交通省住宅局安心居住推進課長通知、並びに平成 24 年 4 月 19 日付け老高発第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行後におけるサービス付き高齢者向け住宅の管理について」1（1）の規定に基づき、市内のサービス付き高齢者向け住宅（以下「登録住宅」という。）に対する定期報告及び立入検査を行うにあたり必要な事項を定める。

(定期報告)

第 2 条 市長は、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者（以下「登録事業者」という。）に対し、「定期報告書」（様式 1）を用いて、毎年 1 回、自主チェックを行い、その結果を報告することを求めることができる。

(立入検査)

第 3 条 市長は、職員（以下「検査員」という。）に、登録住宅の入居開始後、1 年経過後に初回の立入検査を実施させ、以後、登録の有効期間満了前に 1 回の立入検査を実施させることができる。

2 前項に定めるもののほか、立入検査は必要に応じて随時実施する。

(立入検査事項)

第 4 条 検査員は、以下の各号について検査を行う。

- 一 登録住宅の申請図面による現地確認
- 二 必須サービス（安否確認及び生活相談）の運営状況
- 三 入居者の状況（入居者数、介護度等）
- 四 職員配置の状況
- 五 高齢者生活支援サービス提供の状況
- 六 運営に関する状況（衛生管理、非常時対応、苦情対応等）
- 七 その他

- 2 検査員は、立入検査にあわせ、法第 19 条に定める帳簿の確認を行うものとする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、立入検査事項は必要に応じて適宜追加することができる。

(立入検査の留意事項)

第 5 条 検査員は、立入検査を実施するに際して、次の事項に留意しなければならない。

- 一 登録住宅への立入検査は、登録住宅及び登録住宅職員の正常な業務を妨げないように努める。
- 二 登録住宅関係者には、事前に立入検査の趣旨を説明し、理解と協力が得られるよう努める。
- 三 法第 24 条第 3 項に定める立入検査を行う際に提示する身分を示す証明書は、神戸市職員証とする。

(結果通知)

第 6 条 市長は、立入検査の結果、是正すべき内容があった場合は、要綱第 15 条に定める「サービス付き高齢者向け住宅事業是正・訂正指示書」(要綱様式第 7 号)を登録事業者あてに通知する。

附則 この要領は、平成 25 年 8 月 14 日から施行する。

附則 この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。